

## 所得の計算方法

**\* 計算の結果、夫婦の所得の合計金額が  
730万円未満であれば対象となります。**

[児童手当法施行令による]

	夫	妻
<b>A 所得の合計金額</b>		
児童手当法施行令第3条第1項の控除額	80,000	80,000
医療費控除額		
雑損控除額		
小規模企業共済等掛金控除額		
障害者控除額（普通） 270,000円×該当者数 _____ 人		
障害者控除額（特別） 400,000円×該当者数 _____ 人		
勤労学生控除額（該当する場合） 270,000円		
<b>B 控除額の合計</b>		
<b>C 所得額 (A - B)</b>		
合計（この金額が730万円未満であれば 所得制限内です。）		

\* 市町村が発行した「所得証明書（上記控除額が記載されているもの）」の額を基に計算してください。

\* 夫妻の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計金額が730万円未満の方が対象です。